

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	多様な職業能力開発の機会を確保すること		評価方式	総合・実績事業	番号	V-1-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	42,783,064	42,629,963	55,602,425	59,101,591		
	<81,416,705>	<78,634,041>	<74,679,358>	<64,476,930>		
（ 補 正 後 ）	42,783,064	44,354,118	768,532,663			
	<81,416,705>	<78,634,041>	<74,679,358>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	42,783,064	44,354,118				
	<81,416,705>	<78,634,041>				
支出済歳出額（千円）		42,018,977				
	<81,416,705>	<78,418,672>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	42,783,064	2,335,141				
	<0>	<215,369>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	・公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率（65%以上/平成20、21年度） ・公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率（80%以上/平成20、21年度）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	多様な職業訓練の機会を確保し、その能力を十分に発揮するために、公共職業訓練等を通じた職業能力の向上を図るとともに、それを生かすための環境整備を併せて実施していく必要があることから、今後とも効果的な施策の実施に努めていく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	政策評価結果を踏まえ、技能検定実施に係る実施方法や人件費を見直すことにより予算の減額を図ったが、職業能力評価インフラ整備の推進の一環として、技能検定の機能強化を図るため増額となった。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	多様な職業能力開発の機会を確保すること					番号	V－1－1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	職業能力開発強化費	職業能力開発の強化に必要な経費	3,350,969	3,348,472	
	A	2	一般	厚生労働本省	職業能力開発強化費	職業能力開発の強化の推進に必要な経費	14,714	14,748	-321
	A	3	労働保険特別会計費	雇用勘定	職業能力開発強化費	職業能力開発の強化に必要な経費	52,236,742	55,738,371	-10,513
	A	4							
	小計						55,602,425 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	59,101,591 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	-10,834
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇〇,〇〇〇 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	〇〇〇,〇〇〇 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金に必要な経費	< 72,955,477 >	< 63,281,178 >	
	D	2	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用/能力開発機構施設整備費	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備に必要な経費	< 1,723,881 >	< 1,195,752 >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
							<74,679,358> の内数	<64,476,930> の内数	
合計							55,602,425 <74,679,358> の内数	59,101,591 <64,476,930> の内数	-10,834

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	多様な職業能力開発の機会を確保すること				番号	V-1-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	
技能検定の実施（一般会計）	A	2	9,288	9,271	△ 17	△ 321	△ 321	政策評価結果を踏まえ、技能検定実施に係る実施方法や人件費を見直すことにより予算の減額を図った。
技能検定の実施（特別会計）	A	3	2,239,402	2,019,429	△ 219,973	△ 10,513	△ 10,513	政策評価結果を踏まえ、技能検定実施に係る実施方法や人件費を見直すことにより予算の減額を図ったが、職業能力評価インフラ整備の推進の一環として、技能検定の機能強化を図るため増額となった。
キャリア支援企業等育成事業	A	3	808,269	574,552	△ 233,717	△ 33,412	△ 33,412	執行状況を踏まえ、キャリア支援企業等育成事業について、不用反映の観点から、職業能力開発推進者の研修日数、人材育成コンサルタント配置人数の見直し等による削減を図った。
合計						△ 44,246	△ 10,834	△ 33,412

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業能力開発局

政策名	多様な職業能力開発の機会を確保すること			番号	V-1-1																													
政策の概要	1 目的等 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと。 2 根拠法令等 ○職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）																																	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 厳しい雇用失業情勢にも関わらず、公共職業訓練の修了者の就職率は、ほぼ例年通りの水準で推移していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得を通じた再就職の促進を図ることは、依然として有効な施策であると評価できる。 平成20年度においては、このような従来の取組に加え、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力形成機会に恵まれなかった方に対して、ジョブ・カード制度を活用し正社員への移行を図る取組を実施したところである。20年度前半においては、ジョブ・カード取得者数等の実績に伸び悩みが見られたものの、その後、積極的な周知・広報活動を行うことで、年度後半には大きな増加傾向に転じており、そのニーズは高まってきているものと考えられる。平成21年度以降も関係機関の連携を強化し、普及・啓発活動を積極的に行い、制度の普及に努めるとともに、就職率等を把握しながらより効果的な施策の実施に努めてまいりたい。 また、多様な職業訓練機会の確保に当たっては、 ①企業が行う人材育成に対する支援、 ②技能検定の実施による労働者の技能習得意欲の増進及び労働者の社会的地位の向上、 ③能力評価制度の整備を通じた労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準の策定 ④労働者個人のキャリア形成を促進するためのキャリア・コンサルティング機能の強化 など、職業能力を活かすための環境整備に取り組む必要があるが、これらの施策についても概ね前年度と同様の実績をあげており、これらの施策を実施することで、職業能力を発揮する環境整備に一定程度の効果があったものと考えられる。また、昨今、厳しい雇用失業情勢が続いており、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、その失業期間が長期化していくことが懸念されている。このため、平成21年度補正予算において、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、平成23年度までの3年間、雇用保険を受給できない方に重点を置いて、職業訓練及び生活保障給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施することとする。 このように、多様な職業訓練の機会を確保し、その能力を十分に発揮するためには、公共職業訓練等を通じた職業能力の向上を図るとともに、それを生かすための環境整備を併せて実施していく必要があることから、今後とも効果的な施策の実施に努めていく。																																	
	（必要性） 少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入した我が国において、経済社会を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、一人ひとりの能力を高め生産性を向上させていくことが不可欠である。 さらに、最近の我が国の雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の修得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力開発形成機会に恵まれなかった方に対して、ジョブ・カード制度の活用、離職者訓練の拡充等万全な措置を取ることが求められている。 また、専門的・技術的職業の割合の増加や職務内容の高度化・多様化などが進み中で、労働者の職業能力を適正に評価して企業が求める職業能力と労働者の持つ職業能力とのミスマッチを抑制することの重要性が高まるとともに、職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中で、キャリア・コンサルティングの重要性が増している。																																	
	（効率性） 公共職業訓練（離職者訓練）は、施設内で国（（独）雇用・能力開発機構）が自ら行うとともに、都道府県が地域の実情に応じた訓練を実施するほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、都道府県や民間を効果的に活用しているという観点から、効率的な施策であると評価できる。																																	
	（有効性） 公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率は、目標値である65％を達成しており、また、厳しい雇用失業情勢の下においても、平成19年度を上回る実績を上げている。一方、公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率については、目標値である80％を下回っているものの、約95％の目標達成率となっており、引き続き公共職業訓練（離職者訓練）を実施することは、多様な職業能力開発の機会を確保するために有効であると評価できる。																																	
	（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																	
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																		
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="2">多様な職業能力開発機会を確保すること</td><td>公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率</td><td>%</td><td>—</td><td>68.20% 【104.9%】</td><td>69.80% 【107.4%】</td><td>69.9% (速報値) 【107.5%】</td><td>65% (平成20年度)</td><td rowspan="2">それぞれの訓練ごとにアウトカム指標として就職率を設定している。</td></tr><tr><td>公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率</td><td>%</td><td>—</td><td>79.70% 【99.6%】</td><td>78.50% 【98.1%】</td><td>75.9% (速報値) 【94.9%】</td><td>80% (平成20年度)</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	多様な職業能力開発機会を確保すること	公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率	%	—	68.20% 【104.9%】	69.80% 【107.4%】	69.9% (速報値) 【107.5%】	65% (平成20年度)	それぞれの訓練ごとにアウトカム指標として就職率を設定している。	公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率	%	—	79.70% 【99.6%】	78.50% 【98.1%】	75.9% (速報値) 【94.9%】	80% (平成20年度)
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																						
				18年度	19年度	20年度																												
多様な職業能力開発機会を確保すること	公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率	%	—	68.20% 【104.9%】	69.80% 【107.4%】	69.9% (速報値) 【107.5%】	65% (平成20年度)	それぞれの訓練ごとにアウトカム指標として就職率を設定している。																										
	公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率	%	—	79.70% 【99.6%】	78.50% 【98.1%】	75.9% (速報値) 【94.9%】	80% (平成20年度)																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																													
	○新雇用戦略（平成20年4月23日経済財政諮問会議決定） ・ジョブ・カード制度の整備・充実。 ○経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定） ・ジョブ・カード制度の整備・充実 ○社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（平成20年7月29日政府発表） ・ジョブ・カード制度の整備・充実 ○安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定） ・フリーター等若者の常雇化支援の拡充 ・ジョブ・カード制度の整備・充実 ○生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定） ・ジョブ・カード制度の拡充 ・雇用情勢の厳しい地域における安定的雇用機会の創出、職業訓練の強化 ○生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定） ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施 ○経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定） ・「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 ・職業能力開発支援の拡充・強化 ○経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定） ・職業訓練やジョブ・カード制度の拡充 ・非正規雇用から正規雇用への転換促進																																	

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること		評価方式	総合・実績・事業	番号	V-2-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	11,635,964	11,530,010	13,201,560	12,764,643		
	<81,416,705>	<78,634,041>	<74,679,358>	<64,476,930>		
（ 補 正 後 ）	11,635,964	11,732,234	14,760,180			
	<81,416,705>	<78,634,041>	<74,679,358>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	11,635,964	11,732,234				
	<81,416,705>	<78,634,041>				
支出済歳出額（千円）		10,056,010				
	<81,416,705>	<78,418,672>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	11,635,964	1,676,224				
	<0>	<215,369>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	・委託訓練活用型デュアルシステム(若年者)の修了者における就職率(75%以上/平成20年度)					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じたところ。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること					番号	V-2-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計		組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	若年者等職業能力開発支援費	若年者に対する職業能力開発の支援に必要な経費	3,567,607	3,805,163	-45,804
	A	2	一般	厚生労働本省	若年者等職業能力開発支援費	若年者に対する職業能力開発の推進に必要な経費	34,086	29,896	
	A	3	労働保険特別会計	雇用勘定	若年者等職業能力開発支援費	若年者に対する職業能力開発の支援に必要な経費	9,599,867	8,929,584	
	A	4							
	小計						13,201,560 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	12,764,643 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	-45,804
対応表において◆ となっているもの	B	1	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金に必要な経費	72,955,477	63,281,178	
	B	2	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用/能力開発機構施設整備費	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備に必要な経費	1,723,881	1,195,752	
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇〇,〇〇〇 ＜74,679,358＞ の内数	〇〇〇,〇〇〇 ＜64,476,930＞ の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
							の内数	の内数	
合計						13,201,560 ＜74,679,358＞ の内数	12,764,643 ＜64,476,930＞ の内数	-45,804	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること					番号	V-2-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	（B）+（C）-重 複			
若者自立塾事業	A	1	506,348	374,832	△ 131,516	△ 45,804		△ 45,804	若者自立塾事業の実施経費等については、不用反映の観点から、実績見合いによる削減を図った。

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業能力開発局

政策名	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること			番号	V-2-1																									
政策の概要	1 目的等 人口減少下においても、経済の発展を将来にわたって持続可能なものとしていくため、若者をはじめとする人材の育成を進め、一人ひとりの能力を高め我が国の産業を支える人材の質を向上させる。 2 根拠法令等 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）																													
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 引き続き高い水準での成果をあげている事業がある一方、雇用失業情勢の悪化の影響もあり、委託訓練活用型デュアルシステムの就職率など目標達成に至らなかった事業もあった。今後も厳しい雇用情勢が続くことが見込まれるが、その中においても、各事業の拡充・強化を図り、若者の職業キャリア支援の一層の充実を図っていく必要がある。 （必要性） 若者の雇用情勢については、フリーター数が5年連続で減少しているものの、年長フリーター（25～34歳）やニート状態にある若年無業者（15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）は依然として多く、また、いわゆる就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代後半を迎える状況となっている。 このため、平成20年4月に策定した「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料）において、就職氷河期に正社員になれなかった若者について、早急に安定雇用を実現するため、今後3年間で100万人の正規雇用化を目指すことや、ニート等の自立支援の充実を図ることとしており、これに向けた若者の職業能力を向上させるための施策の拡充を図ることとしている。 フリーター等への実践的な職業訓練の実施や地域若者サポートステーション等によるニート等の若者の自立支援を通じて、若者の働く意欲を引き出し、その能力の向上を図り、就業に結びつけるための施策の推進が求められている。 （効率性） 委託訓練活用型デュアルシステムは、企業における実習と民間教育訓練機関等における座学を組み合わせた職業訓練であり、企業の求人内容の高度化に対応した実践的な能力を修得することができ、また、民間活力を活用した訓練であるため、実施方法として効率的であると評価できる。 （有効性） 委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率が目標値である75%を若干下回ったものの、目標達成率は98.4%と高い水準を維持しており、若者に対する職業キャリア支援策として有効であると評価できる。																													
	【反映の方向性】 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																													
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																													
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="2">若年者等 に対して 職業キャリア支援を講ずること</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">%</td><td rowspan="2">—</td><td>75.50%</td><td>76.50%</td><td>73.8% (速報値)</td><td rowspan="2">75%以上(平成20年度)</td><td rowspan="2">実績を踏まえ、アウトカム指標として就職率を設定している。</td></tr><tr><td>【107.9%】</td><td>【109.3%】</td><td>【98.4%】</td></tr></table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	若年者等 に対して 職業キャリア支援を講ずること	—	%	—	75.50%	76.50%	73.8% (速報値)	75%以上(平成20年度)	実績を踏まえ、アウトカム指標として就職率を設定している。	【107.9%】	【109.3%】	【98.4%】
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値						目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																		
18年度					19年度	20年度																								
若年者等 に対して 職業キャリア支援を講ずること	—	%	—	75.50%	76.50%	73.8% (速報値)	75%以上(平成20年度)	実績を踏まえ、アウトカム指標として就職率を設定している。																						
				【107.9%】	【109.3%】	【98.4%】																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等			年月日	記載事項(抜粋)																									
	○新雇用戦略（平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料） ・ジョブ・カード制度の整備・充実 ・地域若者サポートステーションによるニート等の進路決定者割合を2010年度までに30%とする。 ○経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定） ・ジョブ・カード制度の整備・充実 ○社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（平成20年7月29日政府発表） ・ジョブ・カード制度の整備・充実 ○安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定） ・フリーター等若者の常用化支援の拡充 ・ジョブ・カード制度の整備・充実 ○生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定） ・ジョブ・カード制度の拡充 ○雇用・能力開発機構の廃止について（平成20年12月24日閣議決定） ・私のしごと館業務は、遅くとも平成22年8月までに廃止する。																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと		評価方式	総合・実績・事業	番号	V-2-2
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
	(当 初)	7,650,108	7,699,689	7,459,903	7,300,965	
		<690,108>	<742,261>	<872,768>	<868,191>	
	(補 正 後)	7,650,519	7,695,167	7,459,903		
	<690,108>	<742,261>	<872,768>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	7,650,519	7,695,167				
	<690,108>	<742,261>				
支出済歳出額（千円）		6,748,391				
	<690,108>	<742,261>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	7,650,519	946,776				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	・ 障害者職業能力開発校の修了者における就職率（60%以上/平成20、21年度）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じたところ。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと					番号	V-2-2		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	障害者等職業能力開発支援費	障害者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費	3,304,083	3,182,033	-59,061
	A	2	一般	厚生労働本省	障害者等職業能力開発支援費	障害者等に対する職業能力開発の推進に必要な経費	2,775,862	2,747,698	
	A	3	労働保険特別会計	雇用勘定	障害者職業能力開発支援費	障害者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費	1,379,958	1,371,234	
	A	4							
	小計						7,459,903 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	7,300,965 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	-59,061
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人高齢・障害者雇用支援 機構運営費交付金	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金に 必要な経費	872,768	868,191	
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						872,768 ＜872,768＞ の内数	868,191 ＜868,191＞ の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						7,459,903 ＜872,768＞ の内数	7,300,965 ＜868,191＞ の内数	-59,061	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				番号	V-2-2		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	
障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施	A	1	1,911,823	1,837,217	△ 74,606	△ 59,061	△ 59,061	執行状況を踏まえ、特別支援学校早期委託訓練モデル事業について、訓練期間を見直すことにより削減を行った。
合計						△ 59,061	△ 59,061	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業能力開発局

政策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと			番号	V-2-2																						
政策の概要	①障害者への支援を図ること 障害者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的として障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮して職業訓練を実施するものである。 ②母子家庭の母等への支援を図ること 「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立及び障害者等就職困難者の職業訓練の受講促進を図ることを目的として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対して、個々の様態に応じた又は地域のニーズに合わせた機動的な「準備講習付き職業訓練」を実施するとともに、障害者等就職困難者に対して、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・指導を通じて職業訓練を実施し、訓練受講中に訓練手当を支給する。																										
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 ※平成20年度は、モニタリングのみを実施しており、平成19年度に実施した実績評価書等に基づき記載している。 （総合的評価） 障害者職業訓練の修了者の就職率については、厳しい雇用情勢の影響等を受け、目標を下回る結果となったが、重度障害者等の労働市場への参入を促進するとともに、就職を希望する障害者の身近な地域において、障害の態様や企業ニーズに対応した多様な職業訓練機会を提供することにより、福祉から自立に向けた職業キャリアを形成する上で効果的な支援策となっている。 （必要性） 障害者職業訓練の修了者の就職率については、厳しい雇用情勢の影響等を受け、目標を下回る結果となったが、重度障害者等の労働市場への参入を促進するとともに、就職を希望する障害者の身近な地域において、障害の態様や企業ニーズに対応した多様な職業訓練機会を提供することにより、福祉から自立に向けた職業キャリアを形成する上で必要な支援策となっている。 母子家庭の母等については、最近の経済社会の変化により、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対する自立支援が喫緊の課題となっているが、これらの者は就労経験がない又は就労経験が乏しいこと等から、職業の技能・知識を持たない場合や職業に対する不安を抱く場合が多く、このことが自立可能な職業に就くことを困難にしているため、その特性に配慮した職業訓練を実施し、職業的自立を支援することが必要である。 （効率的性） 障害者職業訓練については、障害者職業能力開発校や企業、社会福祉法人等の民間を活用して、より多くの障害者に機動的かつ効果的な職業訓練を実施しており、障害者の職業訓練のための手段として効率的である。 母子家庭の母等については、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立促進のため、国は、全国的視野に立ち対象者の職業訓練機会の均等の観点からその特性に配慮した能力開発促進に努め、都道府県は地域のニーズにあった人材の養成を民間のノウハウを活用して行うものであり、国と都道府県が一体となって推進する事業は、対象者の職業的自立を促進する手段として効率的である。 （有効性） 障害者職業能力開発校は「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いて職業訓練を推進しているところであり、修了者における就職率は、目標値を下回っているものの、約98%の目標達成率となっており、特別支援障害者等の雇用の促進を図る上で、有効な役割を果たしている。 また、障害者委託訓練は、就職率は目標値を下回っているものの訓練受講者数は平成19年度と比較して増加するなど、就職を希望する障害者に対して、身近な地域で企業等における実践的な職業訓練を含む多様な訓練機会を提供し、雇用へとつなげるステップとしては、引き続き有効である。 母子家庭の母等の職業的自立促進事業については、修了者における就職率は、厳しい雇用情勢の影響等を受け、目標を下回る結果となったが、訓練受講者数は平成19年度と比較して増加しており、本事業は、対象者の職業的自立支援を図るための手段として有効なものであったと評価できる。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>福祉から自立に向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと</td><td>障害者職業能力開発校の修了者における就職率</td><td>%</td><td>59.1% (H13～H15年度の平均)</td><td>66.7</td><td>65.7</td><td>59.0</td><td>60%以上(20年度)</td><td>※指標は訓練修了後3ヶ月後の実績 ※今後はより支援の難しい障害者に対する職業訓練に重点を置いて実施しつつ、引き続き就職率60%以上の水準を維持</td></tr></table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	福祉から自立に向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと	障害者職業能力開発校の修了者における就職率	%	59.1% (H13～H15年度の平均)	66.7	65.7	59.0	60%以上(20年度)	※指標は訓練修了後3ヶ月後の実績 ※今後はより支援の難しい障害者に対する職業訓練に重点を置いて実施しつつ、引き続き就職率60%以上の水準を維持
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				18年度	19年度	20年度																					
福祉から自立に向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと	障害者職業能力開発校の修了者における就職率	%	59.1% (H13～H15年度の平均)	66.7	65.7	59.0	60%以上(20年度)	※指標は訓練修了後3ヶ月後の実績 ※今後はより支援の難しい障害者に対する職業訓練に重点を置いて実施しつつ、引き続き就職率60%以上の水準を維持																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	技能継承・振興のための施策を推進すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	V－3－1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
	(当 初)	2,019,929	1,392,790	1,660,153	1,063,693	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
	(補 正 後)	2,019,929	1,392,790	1,660,153		
	<0>	<0>	<0>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	2,019,929	1,392,790				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）		1,374,582				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	2,019,929	18,208				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	・ 13 級技能検定の受検者数（前年度実績（159,606人）以上/平成20、21年度）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	達成すべき目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の成功によりもたらされた技能尊重 気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため、施策全体として予算の要求の見直しを行う。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るな ど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じたところ。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	技能継承・振興のための施策を推進すること					番号	V-3-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	労働保険特別会計	雇用勘定	技能継承・振興推進費	技能継承・振興の推進に必要な経費	1,660,153	1,063,693	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						1,660,153 <〇〇,〇〇〇> の内数	1,063,693 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1				< >	< >		
	C	2				< >	< >		
	C	3				< >	< >		
	C	4				< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1				< >	< >		
	D	2				< >	< >		
	D	3				< >	< >		
	D	4				< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
合計						1,660,153 の内数	1,063,693 の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年7月

担当部局名：職業能力開発局

政策名	技能継承・振興のための施策を推進すること		番号	V-3-1																																		
政策の概要	我が国の産業競争力の基盤となる高付加価値製品の生産、質の高いサービスの提供のために不可欠な「現場力」（ものづくりの現場をはじめさまざまな現場における実践的な経験に裏打ちされた技能・技術、問題解決能力、管理能力）やそれを支える人材の育成・確保を図るための取組を総合的に推進する。																																					
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																					
	目標指標である3級技能検定の受検者数が目標値を上回っていることは、ものづくり企業の次代を担う若年者が増加していると考えられることから、技能継承・振興のための施策を推進するという施策目標を達成する上で有効かつ効果的な施策であると評価できる。																																					
	（必要性） 2007年以降数年間は、団塊世代の大量退職により高度なものづくり技能が喪失されるいわゆる「2007年問題」が懸念されており、特に製造業の事業所ではその傾向が顕著である。このため、団塊世代の大量退職に備え、各企業における技能継承が円滑に進むよう、実効性のある施策を展開する必要がある。また、若年層のものづくり離れが問題となっている中で、平成19年11月に開催された2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の成功によりもたらされた技能尊重気運を一過性のものとせず、ものづくり技能の魅力や重要性に対する認識をさらに高め、若年者の就業意欲の喚起や円滑な技能の継承といった具体的な成果につなげていくことが重要である。																																					
	（効率性） 技能の重要性、必要性についての啓発の推進を図るための技能啓発等推進事業など前年同様の事業を展開する中で、3級技能検定の受検者数が増加していることから、より効率的に事業を実施できたと評価できる。																																					
	（有効性） 若年者向けである3級技能検定の受検者数が目標を上回る水準を維持しており、技能の重要性、必要性についての啓発の推進を図るための技能啓発等推進事業など当該施策は技能の振興及び技能継承に有効であると評価できる。																																					
（反映の方向性） 達成すべき目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の成功によりもたらされた技能尊重気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため、施策全体として予算の拡大要求等の見直しを行う。																																						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																						
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="3">技能継承・振興のための 施策を推進すること</td><td>3級技能 検定受検 者数</td><td>人</td><td>159,606</td><td>141,102</td><td>159,606</td><td>198,449</td><td>159,606人以上</td><td rowspan="3">優れた技能の維持・ 継承を図るためには 若年者の確保・育成 が不可欠であることを 鑑み、企業の将来を 担う若年者について 中小企業等の円滑な 技能継承のために は、技能継承、技能</td></tr><tr><td>第45回技 能五輪全 国大会の</td><td>%</td><td>80%</td><td>82.3</td><td>94.3</td><td>93.5</td><td>80%</td></tr><tr><td>技能継承 等支援セ ンター利</td><td>%</td><td>80%</td><td>86.1</td><td>87.7</td><td>87.8</td><td>80%</td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	技能継承・振興のための 施策を推進すること	3級技能 検定受検 者数	人	159,606	141,102	159,606	198,449	159,606人以上	優れた技能の維持・ 継承を図るためには 若年者の確保・育成 が不可欠であることを 鑑み、企業の将来を 担う若年者について 中小企業等の円滑な 技能継承のために は、技能継承、技能	第45回技 能五輪全 国大会の	%	80%	82.3	94.3	93.5	80%	技能継承 等支援セ ンター利	%	80%	86.1	87.7	87.8	80%
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																								
				18年度	19年度	20年度																																
技能継承・振興のための 施策を推進すること	3級技能 検定受検 者数	人	159,606	141,102	159,606	198,449	159,606人以上	優れた技能の維持・ 継承を図るためには 若年者の確保・育成 が不可欠であることを 鑑み、企業の将来を 担う若年者について 中小企業等の円滑な 技能継承のために は、技能継承、技能																														
	第45回技 能五輪全 国大会の	%	80%	82.3	94.3	93.5	80%																															
	技能継承 等支援セ ンター利	%	80%	86.1	87.7	87.8	80%																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)																																		
	職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促	平成18年5月11日 平成18年6月9日		「『2007年ユニバーサル技能五輪国際大会』の成功に万全を期すとともに、同大会を契機として、技能とものづくりの振興に積極的に取り組むこと。」																																		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること		評価方式	総合 実績 事業	番号	VI-1-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	12,905,209	13,434,528	15,307,086	14,613,940		
（ 補 正 後 ）	12,905,209	13,434,528	15,408,786			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	12,905,209 <0>	13,434,528 <0>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	- <0>	- <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②に記載のため省略					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	・両立支援レベルアップ助成金については、実績等を踏まえて適正な予算額としていく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、女性の継続就業率や男性の育児休業取得率を高めていく等のため、仕事と子育てや介護の両立を進めるための助成金、啓発指導等の施策の拡充を要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること					番号	VI-1-1		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	男女均等雇用対策費	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費	122,297	135,199	
	A	2	一般	都道府県労働局	男女均等雇用対策費	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費	127,940	135,683	
	A	3	労働保険特別	労災勘定	労働安全衛生対策費	労働安全衛生対策に必要な経費	773,169	652,754	
	A	4	労働保険特別	雇用勘定	男女均等雇用対策費	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費	14,283,680	13,690,304	-351,071
	小計						15,307,086	14,613,940	-351,071
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						15,307,086	14,613,940	-351,071	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること					番号	Ⅵ－１－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
両立支援レベルアップ助成金	A	4	2,847,163	1,651,503	△ 1,195,660	△ 351,071	△ 351,071	政策評価結果を踏まえた見直しや、育児・介護費用等補助コース等について平成１７年制度改正に伴い支給額の減少が見込まれることなどにより、予算の減額要求を行った。	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局総務課

政策名	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	番号	VI-1-1
政策の概要	男女労働者が性別により差別されことなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） 1 今後とも、雇用情勢を踏まえ、法違反が疑われる事業主に対する迅速かつ確な行政指導を行い、均等法の履行確保を徹底するとともに、企業の実態に応じた取組支援により、ポジティブ・アクションの一層の推進を図ることが必要である。 2 経済情勢が悪化する中で、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備することは引き続き重要な課題であり、引き続きこうした取り組みを推進していく必要がある。 3 経済情勢が悪化する中で、非正規労働者、とりわけその約7割を占めるパートタイム労働者の公正な処遇を確保することはますます重要な課題となっており、引き続きこうした取組を推進していく必要がある。 （必要性） 1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保については、昭和61年に男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行され、2度の改正を経て、努力義務規定から禁止規定への強化、男女双方に対する差別や間接差別の禁止など性差別の範囲の拡大をはじめ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、ポジティブ・アクション（実質的な男女均等な職場環境整備のため、男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指し、企業が進める自主的かつ積極的な取組）、セクシュアルハラスメントに関する規定が設けられる等、法制度の整備は大きく進展したものの、依然として以下のような現状がみられるため、実質的な均等確保に向けて、引き続き取組が必要である。 （1）女性労働者の就業実態をみると、女性雇用者については平成20年には2,312万人、雇用者総数に占める割合は41.9%と毎年増加傾向にある。勤続年数は長期的には伸長しているものの、平成20年の一般労働者の平均勤続年数をみると、男性13.1年に対し、女性8.6年と、男性に比べいまだ短い。また、管理職に占める女性の割合は年々上昇しており、平成20年は8.5%となったが、先進諸国と比較すると、依然低い割合である。 （2）企業規模5,000人以上企業におけるポジティブ・アクションの取組状況をみると、平成15年度の取組企業割合は74.0%であったが、平成18年度には66.5%となり、その動きに鈍化がみられる。また、全体としてみても、中小企業への広がりが十分でないことなどにより、平成15年度の取組企業割合29.5%から、平成18年度20.7%と低下している。 （3）都道府県労働局雇用均等室に寄せられる均等法に関する相談は増加傾向にあり、平成20年度で25,478件である。内容をみると、最も多いのはセクシュアルハラスメントに関するもので、13,529件と全体の半数以上を占めている。次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い、母性健康管理に関するものがそれぞれ約1割強を占め、個別事案の解決に向けて、紛争解決援助制度を利用するケースも増加している。 （4）都道府県労働局長による均等法に基づく是正指導については、近年事案が複雑・困難化しており、外見上、直ちには差別か否かの判断が難しいケースが見られる。 2 さらに、子育てや介護等をしながら安心して働き続けることができるためには、育児休業制度や介護休業制度、短時間勤務制度などが企業においてしっかりと整備されていることが重要であり、例えば、育児休業制度の規定率は平成17年度86.1%が平成20年度には88.8%と、介護休業制度の規定率は平成17年度81.4%が平成20年度には85.5%と、「小学校就学の始期に達するまで」以上の勤務時間短縮等の措置が規定されている事業所の割合も平成17年度の16.3%が平成20年度には25.3%と、両立支援制度が規定整備されている企業の割合は 着実に増加しているところである。 育児休業取得率については、女性が平成16年度に70.6%が平成20年度には90.6%と高水準になったところであるが、一方で、第一子出産前後の継続就業率は38%にとどまっていることから、平成19年12月に政労使で取りまとめられた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、女性の継続就業率が社会全体の目標（平成24年：45%、平成29年：55%）として設定されたことも踏まえ、本評価書においても当該指標を目標として掲げている。 また、男性の育児休業取得率については、平成20年度は19年度と比較して若干低下したものの平成16年度0.56%が平成20年度には1.23%と増加している。しかしながら、依然として低い水準にとどまっており、こうした状況を踏まえ、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、男性の育児休業の取得促進策が必要となっている。 急速な少子高齢化による労働力人口の減少に対応するためにも、働き方の見直しを含めた対策が求められている。 企業が従業員のために、働き方の見直しを含めた次世代育成支援対策を行うことを促進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定・実施を進めていくことが重要である。 3 近年、パートタイム労働者は増加し、平成20年には1,407万人と、雇用者総数の約26.1%にも達しており、従来のような補助的な業務ではなく、役職に就くなど職場において基幹的役割を果たす者も増加している。一方で、パートタイム労働者の待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない場合もあり、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。 このような中で、正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の推進等を内容とする改正パートタイム労働法が平成20年4月1日より施行されているところであり、事業主への指導や支援等を通じ、同法の実効性を確保していく必要がある。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(効率性)

1 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保のため、都道府県労働局では、法違反の蓋然性の高い業種、地域に重点を置いて事業場を選定するなど、計画的な事業所訪問を行っている。また、ポジティブ・アクションの普及のため、広く企業への周知啓発を行うだけでなく、各企業において選任された機会均等推進責任者に対する情報提供やセミナーの開催等、取組意欲のある企業への集中的な周知啓発を行い、効率的に事業を実施している。

2 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、都道府県労働局では行政指導や助成金の支給等の事業を実施しているところであり、特に、事業所訪問の際には、あらかじめ訪問計画を立て計画的に事業所訪問を行うとともに、あわせて、助成金の説明を行うことで両立支援に取組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な行政運営に努めている。さらに、男性に対する意識啓発等、社会の気運を醸成するための事業等は委託事業として民間企業のノウハウを活用することにより、効率的な事業展開を図ることができた。この結果、ここ数年間は育児休業取得率が増加するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できる。

3 パートタイム労働者の均衡待遇の確保等を効果的かつ効率的に推進するため、事業主への助言・指導等に加え、事業主がパートタイム労働者の雇用管理の改善に積極的に取り組むことができるよう、事業主への経済的支援や具体的事例に則したアドバイス等を併せて行っているところである。

(有効性)

1 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保とともに、ポジティブアクション（男女労働者間に生じている事実上の格差を解消するための企業の積極的な取組）を推進しているところであり、これによりテンポは緩やかであるものの、役職者に占める女性の割合が毎年上昇しており、取組は有効であったと評価できる。

2 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、労使に対する相談対応や育児・介護休業法の徹底のための行政指導を行うとともに、助成金の支給等の事業主支援のための事業や社会の気運を醸成するための事業等を実施しているところであり、これらの施策を実施したことにより、特に、育児休業取得率については、女性が平成16年度に70.6%が平成20年度には90.6%となり目標の80%が達成された。男性は、平成20年度は19年度と比較して若干低下したものの、平成16年度0.56%が平成20年度には1.23%と全体的にみて増加している等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できる。

3 平成20年度において都道府県労働局雇用均等室が実施したパートタイム労働法に基づく助言・指導による是正率は、93.2%と目標値の80%を上回り、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けて着実に前進していると評価できる。

(反映の方向性)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準／達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	役職者にしめる女性の割合 (単位:%) (前年以上／毎年)	6.7 【109.8%】	6.7 【100.0%】	7.3 【109.0%】	8.2 【112.3%】	8.5 【103.7%】
2	育児休業取得率 (単位:%) (男性:前年以上／毎年、5%以上／平成24年、10%／平成29年 女性:80%以上／平成24年、80%以上／平成29年)	男性 0.56 【169.7%】 女性 70.6 【 - 】	男性 0.50 【89.2%】 女性 72.3 【 - 】	男性 0.57 【129.5%】 女性 88.5 【 - 】	男性 1.56 【312.0%】 女性 89.7 【 - 】	男性 1.23 【78.8%】 女性 90.6 【 - 】
3	第1子出産前後の女性の継続就業率 (単位:%) (45%以上／平成24年、55%以上／平成29年)	-	38% 【 - 】	-	-	-

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、大臣官房統計情報部賃金福祉統計課の「賃金構造基本統計調査」による。
・指標2は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「雇用均等基本調査」(平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」)による。平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度は5人以上の規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模調査。
目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成16年度は平成14年度と、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と、平成20年度は平成19年度と比較した数値である。
【参考】厚生労働省ホームページ
(URL) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-19.html>
・指標3は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」(平成17年)による。当該数値(38%)は子どもの出生年を平成12年から平成16年とする第1子出産前後の継続就業率。

別紙(19-4)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	新しい少子化対策について	平成18年6月20日	仕事の進め方の再構築や代替要員の活用など、特に中小企業における子育て支援の充実を図る。積極的取組を行っている企業に対する社会的な評価の促進を図る。これらの施策により、育児休業の取得を促進し、特に男性の育児休業制度の利用促進を図る。子育て期の短時間勤務制度の強化や在宅勤務の推進など、育児介護休業法の改正を検討する。あわせて、育児休業中の経済的支援のあり方を検討する。
	規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申	平成18年12月25日	(略) このような民間企業等の独自の取組状況を踏まえ、一層の育児休業の取得、短時間勤務等の活用が促進されるよう、民間企業や育児休業や短時間勤務等の取得者をサポートする仕組みについて、育児・介護休業法等の改正も含め、早期に検討すべきである。
	仕事と生活の調和推進のための行動指針	平成19年12月18日	育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。 男性の育児休業の取得促進方策の検討等を進め、男性の子育て参加の支援・促進を図る。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年8月	(略) 育児・介護休業の取得促進策の充実など仕事と育児等を両立できる環境整備、マザーズハローワーク事業の充実及びポジティブアクションの促進等に取り組む。女性のライフサイクル全般にわたる能力開発や就業促進の在り方を検討する。
	仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項	平成20年7月	出産・子育て期にある女性が就労と結婚・子育ての二者択一を迫られており、また、長時間労働を背景に男性の家事・育児時間が先進諸国と比べて短い状況にある。子育て期の男女労働者がともに子育てをしながら働き続けられるよう、厚生労働省において、育児期の柔軟な働き方の実現や男性の育児参加促進のための第一歩となる男性の育児休業取得の促進などを、パパ・クォータ制度の検討など制度的な手当も含めて進めていくべきである。(略) これらにより男性の子育て参加を促進する。
	社会保障の機能強化のための緊急対策(5つの安心プラン)	平成20年7月29日	育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について、育児・介護休業法の見直しの検討。
	社会保障国民会議最終報告	平成20年11月4日	育児休業制度については、短時間勤務制度など柔軟な働き方を支援することが重要。あわせて、男性(父親)の長時間労働の是正や育児休業の取得促進などの働き方の見直しが必要。

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること		評価方式	実績	番号	VI-2-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
	（ 当 初 ）	44,940,703	47,588,476	49,588,671	44,111,356	
		及び12,962,000の内数	及び13,716,000の内数	及び5,033,000の内数	及び5,033,000の内数	
	（ 補 正 後 ）	—	—	—		
前年度繰越額（千円）	—	—				
	—	—				
予備費使用額（千円）	—	—				
	—	—				
流用等増△減額（千円）	—	—				
	—	—				
歳出予算現額（千円）	—	—				
	—	—				
支出済歳出額（千円）	—	—				
	—	—				
翌年度繰越額（千円）	—	—				
	—	—				
不用額（千円）	—	—				
	—	—				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、「子ども・子育て応援プラン」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「5つの安心プラン」等に基づき、国の基本政策として、社会一体となって少子化の流れを変えるための各種の施策を一層強力に推進する必要があることから、22年度は4事業を新規・拡充要求し、平成21年度目標値に向け取組が推進されているところであるが、今後更なる取組が推進されるよう、児童福祉法を一部改正し、法律に基づく事業として位置づけたところである。また、今後策定される「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」においても、市町村の取組状況を把握し、引き続き施策の推進を図る必要があることから、22年度は6事業を継続して予算要求を行うこととした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること					番号	Ⅵ－２－１		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	年金特別会計	児童手当勘定	児童育成事業費	地域子育て支援に必要な経費	10,760,959	0	
	A	2	一般	厚生労働本省	地域子育て支援対策費	地域子育て支援の推進に必要な経費	27,712	111,356	
	A	3	一般	厚生労働本省	地域子育て支援対策費	地域子育て支援対策に必要な経費	38,800,000	44,000,000	
	A	4							
	小計						49,588,671 <〇〇,〇〇〇> の内数	44,111,356 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	児童福祉施設整備費	児童福祉施設等施設整備に必要な経費	< 5,033,000 >	< 5,033,000 >	
	C	2	一般	厚生労働本省			< 0 >	< 事項要求 >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						<5,033,000> の内数	<5,033,000> の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
							の内数	の内数	
合計						49,588,671 <5,033,000> の内数	44,111,356 <5,033,000> の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室

政策名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	番号	Ⅵ-2-1						
政策の概要	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する。 また、市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金（平成17年度に創設）を交付する。								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	（総合的評価） 地域子育て支援拠点事業は、地域における子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するものであり、地域のニーズに応え着実に実施が所が増加しており、その普及に向けて取組が推進されている。生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものであり、毎年度、定量的に実施が所数を伸ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。育児支援家庭訪問事業は、毎年度、定量的に実施が所数を伸ばしていることから、市町村における児童虐待の発生予防の取組が進んでいる。ファミリー・サポート・センター事業は、地域の会員間による育児の相互援助活動であり、毎年度、定量的に実施が所数を伸ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。要保護児童対策地域協議会を設置している市町村の割合は94.1％に達しており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制強化に向けて取組が推進されている。以上のことから、平成21年度目標に向け着実に取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。								
	（必要性） これまで様々な対策を進めてきたものの、様々な社会の変化に対して、対策が十分に追いついておらず、平成19年の合計特殊出生率は1.37となったものの、出生数自体は横ばいで、依然として急速な少子化が進行していることや、核家族化の進行など家庭及び地域を取り巻く環境の変化により、家庭や地域における子育て支援機能が低下していること等が問題となっている。このような状況の下、平成19年12月には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、平成20年7月には「5つの安心プラン」が取りまとめられ、今後策定される「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」においても、市町村の取組状況を把握し、引き続き施策の推進を図ることとしており、国の基本政策として、社会一体となって少子化の流れを変えるための各種の施策を一層強力に推進することが必要となっている。								
	（効率性） 地域子育て支援拠点事業の運営においては、地域の実情に応じNPO法人や社会福祉法人等が担い手となり民間活力を活かした事業を展開しており、効率的なサービスの提供が行われていると評価できる。また、次世代育成支援対策交付金により実施する、生後4か月までの全戸訪問事業やファミリー・サポート・センター事業等は、市町村行動計画をもとに作成される毎年度の事業計画を総合的に評価したうえで、計画全体に対し一括して交付金を交付するため市町村の特性・裁量を尊重した柔軟な執行を可能とし、市町村による創意工夫を活かした独自の取組のより一層の推進が図られることから、効率的であると評価できる。								
	（有効性） 交付金化により、各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策については、地域の特性や創意工夫を活かした市町村行動計画に基づく取組が進められることから、地域の実情に応じた各種の子育て支援サービスの利用が促進され、地域における子育て支援体制の強化に資するものであり有効である。								
	（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値 18年度 19年度 20年度			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	21年度までに目標を達成する	地域子育て支援拠点事業実施が所数	か所	—	—	4,386	4,889	6,000か所以上 (21年度)	全中学校区の6割で実施
生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施		自治体	—	—	1,063	1,247	全市町村 (21年度)	全市町村で実施	
育児支援家庭訪問事業の実施市町村数		自治体	96市町村 16年度	451	784	799	前年度以上 毎年度	全市町村で実施	
ファミリー・サポート・センターの設置が所数		か所	368か所 16年度	480	527	570	710か所以上 (21年度)	市町村行動計画における数値の積み上げ	
ショートステイ事業実施施設が所数		か所	569か所 16年度	511	546	613	870か所以上 (21年度)		
トワイライトステイ事業実施施設が所数		か所	310か所 16年度	236	268	304	560か所以上 (21年度)		
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数		自治体	1,243市町村 16年度	1,271 (69.0%)	1,536 (84.1%)	1,704 (94.1%)	全市町村 (21年度)	全市町村で実施	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)						
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月8日	「少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり、（中略）保護者それぞれの事業に応じた多様な保育サービスを充実し、（中略）「新待機児童ゼロ作戦」を展開します。」						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること		評価方式	総合 実績 事業	番号	VI-2-2
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	22,063,752	24,866,418	29,306,784	事項要求		
（ 補 正 後 ）	22,063,752	24,866,418				
前年度繰越額（千円）	46,769	60,343				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）		-26,109				
歳出予算現額（千円）	22,110,521	24,900,652				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	18,638,495	21,733,908				
翌年度繰越額（千円）	60,343	32,244				
不用額（千円）	3,411,683	3,134,499				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	放課後児童クラブの提供を受ける児童の割合を平成22年度32%とすることを目指す。 （「新待機児童ゼロ作戦」においては、平成29年度の提供割合60%） 中・高生等と乳幼児のふれあう機会を確保する。（児童ふれあい交流促進事業の実施か所数を前年度比で増加させる。）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	現在の施策は目標達成に有効であると評価できるが、平成22年度の数値目標達成のためにはまだ開きがある。 目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、これまでも予算の拡充等を行ってきたところであるが、引き続きソフト面及びハード面での支援措置を図っていくことが必要である。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、放課後児童クラブの整備等については、従来の事業に加え、さらに推進するという考え方にに基づき事項要求しているところであり、経費の取扱については、予算編成過程において検討することとしている。 また、放課後児童クラブ以外の児童の健全育成等にかかる児童育成事業についても、経費の取扱については、予算編成過程において検討することとしている。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること					番号	Ⅵ－２－２		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	特別会計	児童手当勘定	児童育成事業費	児童の健全育成に必要な経費	29,306,784	0	
	A	2							
	小計						29,306,784 の内数	0 の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般会計	厚生労働本省			0	事項要求	>
	C	2					<	><	>
	C	3					<	><	>
	C	4					<	><	>
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	><	>
	D	2					<	><	>
	D	3					<	><	>
	D	4					<	><	>
	小計						の内数	の内数	
合計						29,306,784 の内数	の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課健全育成係

政策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	番号	VI-2-2																																							
政策の概要	次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として（児童手当法第29条の2）、以下のような必要なサービスを提供する。 1. 放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保（放課後児童クラブの設置促進） 2. 中・高校生等と乳幼児のふれあう機会の確保（児童ふれあい交流の促進） ※ 根拠法令等 児童手当法（昭和46年法律第73号） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）																																									
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 有効性や効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が一定程度行われているものと評価できるが、放課後児童クラブにおいては、量的拡充等が課題となっており、引き続き、登録児童数の増加等に必要な、ソフト面及びハード面での支援措置が必要である。 （必要性） 少子化や、核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能の低下等に伴う育児の負担感の増大、多様な人間関係を経験する機会の減少など、こどもや家庭を取り巻く環境が変化している。このため、地域のニーズを踏まえた子どもの健全育成及び資質の向上に必要なサービスを提供することが課題となっているため、当該政策は必要である。 （効率性） 当該事業の運営においては、地域の実情に応じ民間活力を活かした事業を展開しており、また、事業の実施場所についても既存施設を活用するなど、効率的に必要なとされるサービスの提供が行われている。 （有効性） 児童の健全育成及び資質の向上については、「子ども・子育て応援プラン」、「放課後子どもプラン」、「新待機児童ゼロ作戦」等に基づき、関連施策の充実を図っているところである。放課後児童クラブの提供割合（小学校1年～3年の放課後児童クラブの登録児童数／小学校1年～3年の学年別児童数）を見ると、平成16年の14.9%から平成20年には20.2%と5.3ポイント増加しており、放課後児童に対する適切な遊び及び生活の場が適切に提供されており、有効であると評価できる。こうした傾向は、昨年2月に「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、その目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、必要な予算を計上していることなどから、今後も着実に伸びていくものと考えられるが、当該提供割合を平成22年度までに32%にするという目標を達成するためには、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置が必要である。 また、児童ふれあい交流促進事業の実施か所数については市町村合併等のため若干の減少傾向にあるが、中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を持つことは、将来の子育ての貴重な予備体験となり、また虐待予防にも資する効果があることから、有効であると評価できる。 （反映の方向性） 評価結果を踏まえ、総合的な放課後児童対策及び子どもの遊び場づくりの推進並びに地域における子どもの健全育成や子育て家庭への支援の更なる充実を図る。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																									
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19</th><th>20</th><th>21</th></tr><tr><td>放課後児童クラブの提供割合の増加</td><td>放課後児童クラブの登録児童数 (小学校1年～3年) (小学校1年～3年の児童数に対する提供割合)</td><td>人</td><td>-</td><td>674,932 (19%)</td><td>714,070 (20%)</td><td>集計中</td><td>提供割合 32%</td><td>雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)</td></tr><tr><td>中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること</td><td>児童ふれあい交流促進事業か所数の増加</td><td>-</td><td>-</td><td>171</td><td>162</td><td>集計中</td><td>増加 21</td><td>雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19	20	21	放課後児童クラブの提供割合の増加	放課後児童クラブの登録児童数 (小学校1年～3年) (小学校1年～3年の児童数に対する提供割合)	人	-	674,932 (19%)	714,070 (20%)	集計中	提供割合 32%	雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)	中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること	児童ふれあい交流促進事業か所数の増加	-	-	171	162	集計中	増加 21	雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ									
	達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実 績 値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
				19	20	21																																				
	放課後児童クラブの提供割合の増加	放課後児童クラブの登録児童数 (小学校1年～3年) (小学校1年～3年の児童数に対する提供割合)	人	-	674,932 (19%)	714,070 (20%)	集計中	提供割合 32%	雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)																																	
中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること	児童ふれあい交流促進事業か所数の増加	-	-	171	162	集計中	増加 21	雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ																																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																																						
	経済財政改革の基本方針2009		平成21年6月23日	「安心子ども基金」(2010年度まで)等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進めるとともに、放課後子どもプランを推進する。																																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること		評価方式	総合・ <u>実績</u> ・事業	番号	VI-2-3
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	320,762,929	337,769,705	350,255,120	362,126,979		
	及び 12,962,000の内数	及び 13,716,000の内数				
（ 補 正 後 ）	320,762,929	345,718,199	350,255,120			
	及び 12,962,000の内数	及び 113,716,000の内数	及び 150,000,000の内数			
前年度繰越額（千円）	-					
予備費使用額（千円）	-					
流用等増△減額（千円）	-					
歳出予算現額（千円）	-	345,718,199				
		及び 113,716,199の内数				
支出済歳出額（千円）	-	320,100,140				
翌年度繰越額（千円）	-	6,747,645				
不用額（千円）	-	18,870,414				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	保育サービス（3歳未満児）の提供割合を平成22年度26%とすることを目指す。 （「新待機児童ゼロ作戦」においては、平成29年度の提供割合38%）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	現在の施策は目標達成に有効であると評価できるが、平成22年度の数値目標達成のためにはまだ開きがある。また経済状況の悪化等により保育需要が増大していることを踏まえて、目標達成には、現在の保育所の整備等に係る支援策につき、内容などの改善が必要である。					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、保育所等の整備については、従来の安心こども基金の事業に加え、さらに推進するという考え方に基つき事項要求しているところであり、経費の取扱いについては、予算編成過程において検討することとしている。 また、家庭的保育等の多様な保育サービス事業を計上していた児童育成事業についても、経費の取扱いについては、予算編成過程において検討することとしている。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること					番号	VI-2-3		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般会計	厚生労働本省	保育所運営費	保育所運営に必要な経費	340,101,596	362,101,037	
	A	2	一般会計	厚生労働本省	保育所運営費	保育サービスの推進に必要な経費	26,100	25,942	
	A	3	年金特別会計	児童手当勘定	児童育成事業費	特別保育等に必要な経費	10,127,424		
	A	4	一般会計	厚生労働本省				事項要求	
	小計						350,255,120 <〇〇,〇〇〇> の内数	362,126,979 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの									
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表に おいて○ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						350,255,120 の内数	362,126,979 の内数		

政策評価調査（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局保育課

政策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	番号	VI-2-3
政策の概要	安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進するために、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 保育所の整備が進み、保育サービス（3歳未満児）の提供割合については増加しているものの、平成22年度に目標としている数値26%にはまだ開きがある。また経済状況の悪化等により保育需要が増大していることを踏まえて、目標達成には、現在の保育所の整備等に係る支援策につき、内容などの改善が必要である。 そこで、現在取り組んでいる「新待機児童ゼロ作戦」を加速化し、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所の整備等を推進することなどを目的として、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度補正予算において「安心こども基金」（総額2,500億円）を創設し、保育所、家庭的保育（保育ママ）、認定こども園などの整備に係る支援を行うとともに、その支援に当たっても、都市部を中心とした待機児童の多い地域においても、保育所等の整備が進むよう、 ・ 待機児童が多く財政力が乏しい市町村における保育所の新設等に係る追加的財政措置（市町村負担を1/4から1/12に）、 ・ 賃貸物件による保育所の整備を促進するための賃借料、改修費等に係る新たな補助、 ・ 保育所の分園の整備に係る新たな財政支援 など、その支援内容についても、改善を図ったところである。 なお、現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において行われている、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討においても、現行の保育制度の課題でもある、スピード感あるサービス量の抜本的拡充方策などについて議論しているところである。 （必要性） 「待機児童ゼロ作戦」（平成13年7月6日閣議決定）に基づき平成14年度から平成16年度までに15.6万人の保育所受入児童数の増を行い、さらに、平成16年に策定された「子ども・子育て応援プラン」（少子化社会対策会議決定）に基づき平成17年度より平成21年度までに保育所受入児童数を203万人から215万人に拡大することとしたところである。しかし、待機児童数については平成16年から平成19年にかけて連続で減少したものの、平成20年には再び増加し、その保育サービスの量的な拡充にも関わらず、現在も約2.0万人（平成20年4月現在）の待機児童が存在している。 現在の約2.0万人の待機児童の状況等を分析すると以下の問題があり、これらの問題に対応することが必要である。 ① 低年齢児（0～2歳）の待機児童数が全体の約76% ② 待機児童が多い地域の固定化 →待機児童50人以上の特定市区町村（84市区町村）で待機児童総数の約76%を占める。 【保育所入所待機児童 2万人 の内訳】 ※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。		

待機児童の解消がなかなか進まない理由としては、女性の就業率の伸びなどに伴う保育需要の増大が

付機児童の解消がなかなか進まない理由としては、女性の就業率の伸びなどに伴う休育需要の増大がある。

※ 自治体によって事情は異なるため、待機児童の解消が進まない理由については、一概には言えないが、例えば、

① 保育所等の保育サービスが整うにつれて、子どもを預けて働きたいという保護者の潜在的な保育需要が顕在化していくこと、

② 経済状況の悪化などによる保育需要の増加に対して、自治体の財政状況や保育所に適した土地の確保の困難性などから、短期的に多くの保育所を整備することが困難であること、などがあげられる。

したがって、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするため、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日厚生労働省策定）に基づき、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な潜在的な需要を踏まえた目標値（保育サービス（3歳未満児）の提供割合を20%から38%にすること）を設定するとともに、地域の実情に応じて必要な保育サービスを提供できるよう、保育所の整備のみならず、家庭的保育事業（保育ママ）などの提供手段の多様化等を図ることが必要である。

また、市町村等が次世代育成支援対策推進法に基づき、後期行動計画を策定するに当たって、「行動計画策定指針」の参酌標準などを踏まえ、各市町村における家族類型ごとなどの潜在需要の把握をした上で、保育サービスの拡大を推進することとしている。

（効率性）

「子ども・子育て応援プラン」・「新待機児童ゼロ作戦」において、待機児童の多い市町村を中心に重点的に受入児童数の拡大を図る方向性を示した。その結果、都市部を中心に待機児童の多い地域における重点的な保育所の整備が進み、平成19年度時点までは徐々に特定市区町村の数が減少しており、効率的な保育所整備が進んでいると評価できる。

しかし、平成20年度には再び増加し、特定市区町村が84に上っており、都市部を中心とした待機児童の多い地域における重点的な保育所整備に係る支援を改善し、さらに推し進めていく必要がある。

（有効性）

保育所受入児童数については、平成16年4月から平成20年4月までの4年間で約5万5千人の増となっており、保育所の整備は計画的かつ着実に進んでいる。また、保育所定員数を増加する中で、待機児童の多い3歳未満児への保育サービス提供割合についても毎年増加していることから、現在の施策は目標達成にあたり有効であると評価できる。

（反映の方向性）

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
待機児童の解消	3歳未満児への保育サービス提供割合	%		18.8	20.3	21.0	26% 22年度	目標値は、「新待機児童ゼロ作戦」、「子ども・子育て応援プラン」に定めたものである。
	保育所の受入児童数の拡大	人		2,004,238	2,015,382	2,022,173	215万人 21年度	
	一時・特定保育の推進	か所		7,580	8,140	8,708	9,500か所 21年度	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	子ども・子育て応援プラン	平成16年12月24日	子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実
	新待機児童ゼロ作戦	平成20年2月27日	保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開する。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し（2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ）、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議決も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。
	社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	従来からの保育所定員の増員に加えて、自治体の積極的取組による認可保育所の緊急整備を促進するための支援、分園の緊急整備のための支援、認可保育所の設置等を促進するための沖縄の特別対策（20年度中の対応も検討）等の実施

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	子育て家庭の生活の安定を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	VI-3-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	687,953,885	692,097,296	681,904,294	2,445,993,336		
（ 補 正 後 ）	675,677,173	677,854,778	681,904,294			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	675,677,173 <0>	677,854,778 <0>				
支出済歳出額（千円）	646,913,230	665,163,216				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	28,763,943 <0>	12,691,562 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	本政策については、平成18年度にモニタリングを実施し、平成19年度に実績評価をしたところである。例年、実績評価の概要である児童手当支給件数を概算要求に反映させているところであるが、平成22年度概算要求については、マニフェスト（子ども手当の半額実施）を反映させたところである。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	子育て家庭の生活の安定を図ること					番号	VI-3-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	年金特別会計	児童手当勘定	児童手当交付金	被用者児童手当交付金等に必要な経費	346,275,824	56,986,436	
	A	2	年金特別会計	児童手当勘定	児童手当交付金	非被用者児童手当交付金等に必要な経費	83,328,340	13,698,703	
	A	3	一般	厚生労働本省	子ども手当費	子ども手当の支給に必要な経費		2,334,173,123	
	A	4	一般	厚生労働本省	子ども手当費	子ども手当の支給の推進に必要な経費		360,785	
	小計						429,604,164 の内数	2,405,219,047 の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	児童手当年金特別会計へ繰入	児童手当の財源の年金特別会計児童手当勘定へ繰入れに 必要な経費	252,300,130	40,774,289	
小計						252,300,130 の内数	40,774,289 の内数		
対応表に おいて○ となっているもの									
小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの									
						の内数	の内数		
合計						681,904,294 の内数	2,445,993,336 の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

政策名	子育て家庭の生活の安定を図ること			番号	VI-3-1																																												
政策の概要	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。																																																
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																
	（総合的評価）児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度であり、児童手当の妥当性について子どものいる世帯の約7割が支持するという高い評価結果が出ている。これは、児童手当に対する国民のニーズに対応しつつ児童手当制度を認定、支給事務処理を含め適正に運営してきた成果の一つとして評価できるとともに、適時の制度拡充により児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展があったと考える。なお、経済的支援としての児童手当は、仕事と子育ての両立の推進、保育サービスの充実など各種施策が総合的に講じられることでより効果が発揮されるものと考えられる。 （必要性）第13回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所 平成17年)によれば、理想よりも予定している子どもの数が少ない理由について、約65%が子どもを育てるのにお金がかかると回答しており、また、平成15年国民生活基礎調査において児童のいる世帯の6割が生活が苦しいと回答している。 児童手当制度に関しては、子育て家庭を対象とした調査によれば、子どものいる世帯のうち、70%以上が子育て支援策としての現金給付(児童手当制度)の妥当性について評価している。また、子どものいる世帯のうち、特に年収50万円未満の世帯にあっては、90%以上が評価しているところである。こうしたことから、子育て費用の負担軽減を図るため、保育料や幼稚園教育費の軽減や児童手当の引上げなどの経済的支援策を拡充する必要性が高い。 （効率性）児童手当は、現金給付方式であることから、児童を持つ家庭の生活の安定を図るための直接的な支援であり、効率的なものである。 「子どものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の対策に関する総合的研究」(平成14年勝又幸子(国立社会保障・人口問題研究所))において児童手当の受給経験者にその使途を調査したところ、月々の家計に足して使うもの、子どものための貯蓄、学費、衣類など子どもの特別な用途に限って使うものとする回答が大多数を占めたことから、制度の趣旨に合致した効率的な制度であると評価できる。 なお、児童手当の支給事務は、市町村長が行うこととされており、受給資格者の家族構成、所得等の状況を現有公簿により確認できること等により事務処理の的確、簡素化が図られ効率的である。 （有効性）平成12年度において、支給対象年齢を3歳未満から小学校就学前までに拡大し、平成13年度には支給率が72.5%から85%となるよう所得制限限度額を大幅に引き上げた。また、平成16年4月から支給対象年齢を小学校就学前までから小学校第3学年修了前までに、平成18年4月から小学校修了前までに拡大し、平成19年4月から3歳未満の第1子・第2子について手当額を倍増し、出生順位にかかわらず一律月額1万円とし、若い子育て世帯の生活の安定を図るための支援が拡充されてきたところである。 また、「子育て家庭に対する支援策等に関する調査」(平成14年北場勉(日本社会事業大学助教授))において子育て支援策として子育て家庭の50%が子育てへの経済的支援を求めており、また児童手当の妥当性についても評価されている。今後、子育て世帯への現金給付に対する国民のニーズに対応しつつ、児童手当制度を適正に運用していくことが、基本目標や施策目標の実現のために有効である。 （反映の方向性）政策目標に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																																
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td rowspan="4"></td><td>児童手当 支給件数</td><td>万件</td><td></td><td>960</td><td>1,299</td><td>1,297</td><td></td><td rowspan="4">平成19年度児童手当 事業年報</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度		児童手当 支給件数	万件		960	1,299	1,297		平成19年度児童手当 事業年報																					
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																				
17年度					18年度	19年度																																											
	児童手当 支給件数	万件		960	1,299	1,297		平成19年度児童手当 事業年報																																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																												
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説		平成19年1月26日		「児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満の第1子、第2子に対する児童手当を倍増し、一律1万円とします。」																																												

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること		評価方式	総合(実績・事業)	番号	VI-4-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	79,876,266	82,143,728	84,467,793	87,156,650		
	及び12,962,000の内数	及び13,716,000の内数	及び5,033,000の内数	及び5,033,000の内数		
（ 補 正 後 ）	-	-	-			
	-	-	-			
前年度繰越額（千円）	-	-	-			
	-	-	-			
予備費使用額（千円）	-	-	-			
	-	-	-			
流用等増△減額（千円）	-	-	-			
	-	-	-			
歳出予算現額（千円）	-	-	-			
	-	-	-			
支出済歳出額（千円）	-	-	-			
	-	-	-			
翌年度繰越額（千円）	-	-	-			
	-	-	-			
不用額（千円）	-	-	-			
	-	-	-			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②に記載。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果等を踏まえ、児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること					番号	VI-4-1		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	児童虐待等防止対策費	児童虐待及び配偶者からの暴力防止対策等に必要な経費	84,390,184	87,075,573	
	A	2	一般	厚生労働本省	児童虐待等防止対策費	児童虐待及び配偶者からの暴力防止対策等の推進に必要な経費	77,609	81,077	
	A	3							
	A	4							
	小計						84,467,793	87,156,650	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	児童福祉施設整備費	児童福祉施設等施設整備に必要な経費	< 5,033,000 >	< 5,033,000 >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						<5,033,000> の内数	<5,033,000> の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
合計						84,467,793 <5,033,000> の内数	87,156,650 <5,033,000> の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名:雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

政策名

児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること

番号

VI-4-1

政策の概要

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。

【評価結果の概要】

(総合的評価)

児童相談所における24時間365日体制が児童相談所を設置するすべての自治体で確保されている。しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けていることから、児童相談における相談体制を維持・促進するために継続して実施する必要がある。

子どもの「保護・自立支援」については、児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえると、今後とも、施設の小規模化や心理療法担当職員の配置の推進等により、児童の実情に応じたきめ細かなケアを行う体制を整備していく必要がある。

DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に潜在するDV事案の顕在化を図る上で大変重要であることから、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」が増加していることは、DV被害者への支援体制の充実が図られているものと評価できる。一方、保護・自立支援体制の充実を図るため行った、婦人保護施設における心理療法担当所員の常勤化等の補助事業の取組が進んでいないことから、今後、事業の普及・定着に向け、実施主体である各都道府県等と調整を図っていく必要がある。

(必要性)

児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が跡を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成20年度には児童虐待防止法制定直前の約3.7倍に当たる42,664件となるなど、早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。平成19年には、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等を主な内容とした再度の法改正が行われ、平成20年4月に施行された。さらに、平成20年11月、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実等の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、大部分が平成21年4月に施行されたところであり、虐待を受けた子どもたちへの支援を引き続き充実させることが必要である。

また、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の問題については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）」が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月と平成19年7月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、市町村の役割強化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件（19.2％）から平成19年度23,758件（30.7％）と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。

(効率性)

児童相談所における24時間365日体制確保において、地域の実情に応じて必要な協力員の配置や代替職員の確保ができるなど柔軟な対応が可能となっており、効率的であると認められる。

小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置については、虐待を受けた子どもがより家庭的な環境で個別の対応を受けやすくなるよう、平成20年6月に設置要件等を緩和したところであり、効率的であると認められる。

また、婦人相談員の配置箇所数、配置数が年々増加しているが、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」も増加していることから、DV被害者に対する支援が効率的に実施されていると評価できる。

(有効性)

児童相談所における24時間365日体制確保などの児童相談所の体制強化や、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加による施設の小規模化も進んでいるところであり、子どもの生命に関わるような緊急時への対応や、保護した後のきめ細やかな対応ができる体制の整備が進展していると認められ、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」に有効であると評価できる。また、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制強化への取組に一定の成果を示すものである。

(反映の方向性)

全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展してきているが、一方で都道府県によって取組の差があるなど、現在の施策を全国的により一層推進していく必要があるため、見直しを行わず引き続き実施。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合	%	—	100	100	100	100 (21年度)	雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成16年度の取組は、事業が平成17年度開始のため、記載できない。
虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数	か所	280 (16年度)	440	503	617	845 (21年度)	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。
配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	件	20,119 (16年度)	22,315	23,758	集計中	前年度以上 (毎年度)	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。平成20年度の数は21年10月確定予定。

別紙(19-4)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	男女共同参画基本計画(第2次)(閣議決定)	平成17年12月27日	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 ○児童虐待への取組の推進
	子ども・子育て応援プラン(少子化社会対策会議決定)	平成16年12月24日	・虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置 ・乳児健診未受診児など生後4か月までの全乳児の状況把握を平成21年度までに全市町村で実施 ・育児支援家庭訪問事業を全市町村で実施 ・児童相談所の夜間対応等の体制整備を平成21年度までに全都道府県・指定都市で実施 ・児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備
	新しい少子化対策について(少子化社会対策会議決定)	平成18年6月20日	2. 新たな少子化対策の推進 (1) 子育て支援策 ⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 (3) その他重要な施策 ④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	母子保健衛生対策の充実を図ること		評価方式	実績	番号	VI-5-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）	18, 670, 126	19, 130, 581	19, 057, 625		22, 943, 230	
（ 補 正 後 ）	-	98, 129, 588	21, 495, 400			
前年度繰越額（千円）	-	0				
予備費使用額（千円）	-	0				
流用等増△減額（千円）	-	0				
歳出予算現額（千円）	-	98, 129, 588				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	-	97, 712, 586				
翌年度繰越額（千円）	-	0				
不用額（千円）	-	417, 002				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、施策目標の達成に向け、着実に母子保健衛生対策の充実を図ることとするとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	母子保健衛生対策の充実を図ること					番号	VI-5-1		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働省本省	母子保健衛生対策費	母子保健衛生対策に必要な経費	8,073,011	11,491,040	
	A	2	一般	厚生労働省本省	母子保健衛生対策費	小児慢性特定疾患治療研究に必要な経費	10,933,128	11,409,568	
	A	3	一般	厚生労働省本省	母子保健衛生対策費	母子保健衛生対策の推進に必要な経費	51,486	42,622	
	A	4							
	小計						19,057,625	22,943,230	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
							の内数	の内数	
合計						19,057,625 の内数	22,943,230 の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月 担当部局名：雇用均等・児童家庭局母子保健課

政策名	母子保健衛生対策の充実を図ること			番号	VI－5－1																							
政策の概要	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るために、不妊について悩む夫婦に対する相談体制の整備や特定不妊治療に要する費用の一部の助成、妊婦健診費用に対する公費補助等、母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。																											
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																											
	（総合的評価） 母子保健衛生対策については、有効的・効率的に実施され、その充実が進められていると評価できる。 一方で、今後の課題としては、妊婦健診の公費負担の回数や内容、不妊専門相談センターの設置状況等について、自治体によって差があることがあげられる。各母子保健事業が適切に実施されるよう、各自治体に対して働きかけを行うことが必要である。																											
	（必要性） 近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっている。 具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。 また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約２％になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要である。																											
	（効率性） 母子保健衛生対策は、事業の目的により、実施主体が都道府県（指定都市、中核市）又は市町村と異なるが、その目的に沿った事業の実施が図られており、結果として、妊産婦死亡率も低率を維持していることから、取組は効率的であると評価できる。																											
	（有効性） 母子保健の水準を示す指標の１つである妊産婦死亡率について、他の先進国に比べても常に低率を維持し（注）、平成１９年（２００７年）においては過去最低の３．１を記録したことの要因の１つとして、各種母子保健施策を着実に実施してきたことがあげられることから、取組は有効であると評価できる。																											
	（注）主要先進国の妊産婦死亡率 アメリカ ９．４〔２００２年〕、イギリス ７．７〔２００４年〕、フランス ７．４〔２００３年〕、ドイツ ５．２〔２００４年〕、イタリア ３．２〔２００２年〕、カナダ ６．９〔２００３年〕																											
	（反映の方向性） 全体として、母子保健衛生対策の充実という施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。																											
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																											
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>平成17年</th><th>平成18年</th><th>平成19年</th></tr><tr><td>妊産婦死亡率の減少</td><td>妊産婦死亡率</td><td>妊産婦死亡率 ＝(1年間の妊産婦死亡数／1年間の出産数)×10万</td><td>4.3 (平成16年)</td><td>5.7</td><td>4.8</td><td>3.1</td><td>前年以下 (毎年)</td><td>各種母子保健施策の有効性を図るため、母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率の減少を達成目標に設定した。</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年)	実 績 値			目標値 (年)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	平成17年	平成18年	平成19年	妊産婦死亡率の減少	妊産婦死亡率	妊産婦死亡率 ＝(1年間の妊産婦死亡数／1年間の出産数)×10万	4.3 (平成16年)	5.7	4.8	3.1	前年以下 (毎年)	各種母子保健施策の有効性を図るため、母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率の減少を達成目標に設定した。
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年)	実 績 値							目標値 (年)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
平成17年					平成18年	平成19年																						
妊産婦死亡率の減少	妊産婦死亡率	妊産婦死亡率 ＝(1年間の妊産婦死亡数／1年間の出産数)×10万	4.3 (平成16年)	5.7	4.8	3.1	前年以下 (毎年)	各種母子保健施策の有効性を図るため、母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率の減少を達成目標に設定した。																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																							
	「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)		平成20年10月30日		「安心・安全な出産の確保 －妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進」																							
	第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説		平成21年1月28日		「少子化対策については、妊婦健診を十四回分すべて無料にします。」																							

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること		評価方式	実績	番号	VI-6-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
	（ 当 初 ）	166,728,904	169,318,583	172,195,048		
	（ 補 正 後 ）	166,861,933	170,005,388			
前年度繰越額（千円）		0				
予備費使用額（千円）		0				
流用等増△減額（千円）		0				
歳出予算現額（千円）	0	166,861,933				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）		158,471,157				
翌年度繰越額（千円）		0				
不用額（千円）	0	8,390,776				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き現在の取組を推進するための経費を要求している。 （継続） ・母子家庭等対策総合支援事業（平成22年度予算概算要求額：3,651百万円【平成21年度予算額2,744百万円】） ・児童扶養手当（平成22年度予算概算要求額：162,881百万円【平成21年度予算額161,462百万円】）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること					番号	VI-6-1		(千円)	
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	母子家庭等対策費	母子家庭等の自立支援に必要な経費	169,314,435	172,190,901	—	
	A	2	一般	厚生労働本省	母子家庭等対策費	母子家庭等の自立支援の推進に必要な経費	4,148	4,147	—	
	A	3								
	A	4								
	A	5								
	小計						169,318,583 の内数	172,195,048 の内数	—	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1				< >	< >			
	C	2				< >	< >			
	C	3				< >	< >			
	C	4				< >	< >			
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1				< >	< >			
	D	2				< >	< >			
	D	3				< >	< >			
	D	4				< >	< >			
	小計						の内数	の内数		
合計						169,318,583 の内数	172,195,048 の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

政策名	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること	番号	VI-6-1
政策の概要	母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱により総合的な母子家庭等対策を推進する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 各種就業支援による就業実績（母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子自立支援プログラム策定等事業、高等技能訓練促進費等事業）及び高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数のいずれの指標についても平成15年度の事業開始から着実に実績を伸ばしており、目標達成に向けた進展があったものと評価できる。 （必要性） 平成14年に、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正を行い、それまでの経済的支援策中心の対策から、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱による総合的な自立支援策に転換することとしたこと、さらに、平成15年に「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が議員立法により制定され、母子家庭の母の就業の支援の充実を図ることとされたことを受け、施策を推進してきたところである。平成18年度全国母子家庭等調査によると、母子家庭の母の就業率が84.5%となっているなど母子家庭の母の状況については一定の改善がみられたところであるが、臨時・パートの雇用形態の者が43.6%となっており、母子世帯の平均年収が213万円と全世帯の平均年収と比較して低い水準にとどまる等、その状況は厳しいものとなっていることから、母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、引き続き母子家庭に対する自立支援策を推進する必要がある。 （効率性） 母子家庭等対策総合支援事業の実施主体は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村（一部の事業については、都道府県、指定都市及び中核市）となっており、母子家庭の母に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を効率的に提供できる体制にあり、身近な自治体において効率的に実施されている。また、児童扶養手当については、市町村が窓口となって児童扶養手当の認定請求書等の受付など、市町村が持つ情報をもとに、支給要件の適否や所得についての確認を行うなど、効率的に行っている。 （有効性） 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービス等を提供している。実施主体数や就業者数が着実に伸びていることを踏まえると、母子家庭の母等の就業支援等にとっては、有効な手段であると評価できる。 2 母子自立支援プログラム策定等事業 福祉事務所等において、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う。また、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を行うものである。自立支援計画書策定件数や就業者数の増加を踏まえると、母子家庭の母の就業支援にとっては、有効な手段であると評価できる。 3 高等技能訓練促進費等事業 看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修学する場合において、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担軽減のため、入学支援修了一時金を支給するものである。高等技能訓練促進費受給者の資格取得数の増加を踏まえると、母子家庭の就業支援にとっては、有効な手段であると評価できる。 4 児童扶養手当 児童扶養手当の支給により、母子世帯等への経済的支援が行われており、母子家庭等の生活の経済的な安定及び自立促進を図る上で有効である。 （反映の方向性） 今後とも引き続き地方自治体の積極的な取組を推進する。		

【達成すべき目標・測定指標・目標期間・測定結果 等】									
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	母子家庭 の母等の 就業等の 支援を図 ること	各就業支援による就業実績 (母子家庭等就業・自立支 援センター事業)	人	4,953人 (18年度)	4,953	集計中	集計中	前年度以上 の就業実績	政策評価結果
		各種就業支援による就業実績 (母子自立支援プログラム 策定等事業)	人	1,590人 (18年度)	1590	集計中	集計中	前年度以上 の就業実績	政策評価結果
		各種就業支援による就業実績 (高等技能訓練促進費等事 業)	人	768人 (18年度)	768	集計中	集計中	前年度以上 の就業実績	政策評価結果
		高等技能訓練促進費等事 業による資格取得者数	人	873人 (18年度)	873	集計中	集計中	資格取得者 数1,300人 (21年度)	子ども・子育て応援プラ ン
関係する施政方針演 説等内閣の重要政 策(主なもの)	施政方針演説等			年月日		記載事項(抜粋)			
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針 演説			平成19年1月26日		「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況におかれている女性に対し、行き届 いたケアや自立支援を進めます。」			